

特許権取得までの流れ

- 1 **ご相談開始** まずはお電話等でご連絡ください。
- 2 **打合せ**
 - 発明の内容をお伺いし、出願するポイント等を確認いたします。
 - 発明を記した資料、または発明品などがあればご用意ください。
- 3 **先行技術調査（オプション）**
 - 先に他人に出願されていないかを調査いたします。
 - 先行技術調査を行わずに出願書類作成にかかることもできます。
 - 調査完了時に御請求書を発行しますので、費用（手数料）をお振り込みください。
- 4 **出願書類作成**
 - 出願書類を作成しますので、内容をご確認下さい。
- 5 **特許出願** 手続完了後、出願書類の控えをお送りいたします。
 - 御請求書を発行しますので、費用（手数料および印紙代）をお振り込みください。

（出願後の手続）

- 6 **出願審査請求（出願から3年以内）**

特許出願しただけでは特許庁に審査してもらえません。審査を受けるためには、出願から3年以内に出願審査請求という手続が必要となります。3年以内に手続を行わないと、出願が取り下げたものと扱われてしまいます。

 - 依頼者様のご依頼を受けて、特許庁に出願審査請求を行います。
 - 手続後に御請求書を発行しますので、費用（手数料および印紙代）をお振り込みください。
- 7 **特許庁からの拒絶理由通知への応答**
 - 特許庁から拒絶理由などの通知があった場合には、応答方針を検討いたします。
 - 応答書類（手続補正書、意見書）、御見積書を送付いたしますので、内容をご確認ください。
 - 手続完了後、応答書類の控えをお送りいたします。
 - 御請求書を発行しますので、費用（手数料および印紙代）をお振り込みください。
- 8 **特許査定**

特許庁から特許査定が通知されただけでは特許権は発生いたしません。特許料の納付が必要となります。特許料の金額、納付期限についてご案内させていただきます。
- 9 **特許料の納付**
 - 特許料納付後、控えをお送りいたします。
 - 御請求書を発行しますので、費用（手数料および印紙代）をお振り込みください。
- 10 **特許証の送付**
 - 特許庁から発行される特許証をお送りいたします。

